

事 務 連 絡

令和8年8月19日

各都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

令和8年熊本地震による災害に伴う旅行業法の特例措置について（周知）

令和8年熊本地震による災害により、被災地域全体の日常生活や業務環境に多大な支障が生じていることから、「令和8年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和8年政令第260号）が令和8年8月7日付けで公布・施行されました。

これを受け、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）第3条第2項の規定に基づく同日付け観光庁告示第17号により、下記のとおり措置されましたので、ご了知願います。

記

① 特定被災地域内に主たる営業所を有する者で、令和8年7月28日以後に旅行業の登録の有効期間が満了するものは、有効期間が令和9年1月27日まで延長されます。

また、令和8年熊本地震による災害の被害者であって、旅行業の登録について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについては、令和9年1月27日までの期日を指定してその満了日を延長することができます。

② 令和8年7月28日以後に法令上の履行期限が到来する届出等の義務（取引額報告書の提出、代表者や所在地の変更の届出、事業の廃止等の届出など）については、令和8年熊本地震による災害によって本来の期限までに履行されなかった場合であっても、令和8年11月27日までに履行されたときは、責任は問われないものとします。

【特定被災地域内】

○令和８年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（令和８年８月19日現在）

・熊本県 10市10町 1 村

（熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町）

※最新の適用区域は、内閣府（防災担当）のウェブサイトをご確認ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 7 日

各府省庁等法令担当官 殿

内閣府政策統括官（防災担当）
総 務 省 行 政 管 理 局
法務省大臣官房司法法制部
法 務 省 民 事 局

「令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について（周知依頼）

標記政令については、本日閣議決定され、同日に公布・施行されました。

つきましては、本政令が制定された背景、緊急性等に鑑み、災害により被災された方々に対する制度の周知が極めて重要であることから、各府省庁等におかれましては、本政令の趣旨、内容等について速やかに関係職員へ周知徹底を図っていただくとともに、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 3 条の規定に基づく必要な告示の速やかな発出及び同法第 4 条の適切な運用に努めていただくようよろしくお願いいたします。

また、今後、告示予定事項等について、地域住民等への情報提供に努めていくこととしておりますが、各府省庁等におかれましても、関係地方公共団体、関係団体、報道機関、地域住民等へ積極的に情報提供いただくようお願いいたします。

(参 考)

令和 8 年 8 月 7 日

内閣府政策統括官（防災担当）

総	務	省
法	務	省

「令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1 政令の趣旨

- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）は、阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種の特別措置を、政令で定めることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであり、著しく異常かつ激甚な非常災害のうちそれらの措置を講ずることが必要と認められる非常災害（特定非常災害）について適用されるもの。
- 今回の令和八年熊本地震においては、人的被害、住家被害が多数であるとともに、未だ多くの被災者の皆様が避難生活を余儀なくされ、被災地域全体の日常生活や業務環境に多大な支障が生じている状況にあり、かつ、その復旧・復興には時間を要することが見込まれるところ。
- この度、「令和八年熊本地震による災害」について特定非常災害として指定するとともに、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ろうとするもの。

2 政令の概要

- （1）令和八年熊本地震を特定非常災害として指定する。（法第 2 条、政令第 1 条）
- （2）この特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用する。（法第 2 条、政令第 2 条）

① 行政上の権利利益の満了日の延長（法第3条、政令第3条）

特定非常災害の被害者が、運転免許証のような有効期間がある許認可等の行政上の権利利益について、更新等のために必要な手続をとれない場合があることを考慮して、許認可等に係る有効期間を令和9年1月27日まで延長することができること。

※ 延長措置を講ずる具体的な行政上の権利利益、地域、対象者及び延長後の満了日は、可能な限り速やかに各府省等の告示により別途指定。

② 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責（法第4条、政令第4条）

事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出のような履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても令和8年11月27日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われなくすること。

③ 法人の破産手続開始の決定の特例（法第5条、政令第5条）

特定非常災害により債務超過となった法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てがされたとしても、支払不能等の場合を除き、令和10年7月27日までは破産手続開始の決定をすることができないこと。

④ 相続の承認又は放棄をすべき期間の特例（法第6条、政令第6条）

特定非常災害発生日（令和8年7月28日）において、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された区域に住所を有していた相続人については、相続の承認又は放棄をすべき期間を令和9年3月31日まで伸長すること。

⑤ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例（法第7条、政令第7条）

特定非常災害発生日において、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された区域に住所等を有していた者が、今般の災害に起因する民事に関する紛争について、令和11年6月30日までの間に民事調停法による調停の申立てをする場合には、申立手数料を不要とすること。

政令第二百六十号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する

政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和八年熊本地震による災害を指定し、同年七月二十八日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和九年一月二十七日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和八年十一月二十七日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和十年七月二十七日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和九年三月三十一日とする。

(調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和十一年六月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

令和8年熊本地震関連

令和8年8月7日
観光庁

令和8年熊本地震の影響による許可等の有効期間の延長について

令和8年熊本地震における被害者の有する権利利益の保全のため、被害者の有する観光庁所管の許可等について、その有効期間の延長の対象となる許可等の内容を定める告示（観光庁告示）を公布しましたのでお知らせします。

- 令和8年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和8年政令第260号）により、令和8年熊本地震による災害について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第3条に基づく行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置（令和8年7月28日以後に満了する許可等の有効期間の延長）が適用されることとなりました。
- これに伴い、観光庁関係の当該措置の適用対象について、対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を指定する告示（別紙）を公布しましたのでお知らせします。

【対象となる特定権利利益】

- 以下の者について、登録の有効期間の満了日を令和9年1月27日まで延長することとします。
 - ・ 特定被災地域内（令和8年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域内）に主たる営業所を有する者で、令和8年7月28日以降に旅行業の登録の有効期間が満了する者

【その他の手続について】

- 法第4条第2項の規定に基づき、令和8年7月28日以後に法令に規定する履行期限が到来する義務（※）が履行できなかった場合であっても、それが令和8年熊本地震によるものであることが認められたときには、令和8年11月27日までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。

※旅行業法に基づく登録事業者の登録事項の変更の届出、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の届出事項の変更の届出 等

参考：指定された特定権利利益や対象者以外であっても、令和8年熊本地震の被害者の方については、申出により、満了日の延長が認められる場合がありますので、特定権利利益を所管する部局にお問い合わせください。

【問合せ先】

観光庁参事官（旅行振興） 山川、上原

直通：03-5253-8329

代表：03-5253-8111（内線：27328、27315）

○観光庁告示第十七号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第二百六十号）により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年八月七日

観光庁長官 木村 典央

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条の規定に基づく旅行業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
備考 特定被災地域とは、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）		

が適用された市町村の区域をいう。